

新型コロナウイルス対策資金融資制度

	桑折町中小企業経営合理化資金	(県) 新型コロナウイルス対策特別資金	(県) 新型コロナウイルス対策特別資金 (実質無利子型)
(対象者) 売上高 減少率	①商工業の活性化を図るもの ②新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けた桑折町商工会に加盟している事業者	危機関連保証認定者 ▲15%以上減 (町認定必要)	個人事業主 (事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る) ▲5%以上減 (町認定必要)
		セーフティネット保証4号認定者 ▲20%以上減 (町認定必要)	小・中規模事業者 (上記を除く) ▲5%以上減 (町認定必要)
			小・中規模事業者 (上記を除く) ▲15%以上減 (町認定必要)
融資限度	①1,200万 (運転・設備) ②500万 (運転)	8,000万円 (運転・設備)	3,000万円 (運転・設備)
融資期間	10年以内 (措置期間6か月以内)	10年以内 (措置期間1年以内)	10年以内 (措置期間5年以内)
融資利率	①年2.2% ②年1.7%	年1.5%以内	年1.5%以内
保証料率	年1.9%~0.45%	年0.5%	年0.85%
利子補給	利子補給 最大3年間 (上限100万円)	利子補給 最大3年間 (上限100万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主 (▲5%) ・小・中規模事業者 (▲5%) 3年間利子 0円 ・小・中規模事業者 (▲15%)
保証料補助	保証料全額補助 (従来制度)	上限50万円	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主 (▲5%) 保証料0円 ・小・中規模事業者 (▲5%) 保証料1/2 ← 上限50万円 ・小・中規模事業者 (▲15%) 保証料0円

※赤字は新たな町制度

※1事業者あたり、利子補給は最大3年間 (上限100万円)、保証料は上限50万円とします